

# 医療施設食事療養費支援金について（Q & A）

令和6年4月19日  
医務薬事課

## 1 制度関係

### Q 1 どのような制度か。

- 本支援事業は、物価高騰により食材料費が上昇する中、医療機関において、質の高いサービスが継続的に提供できるよう、事業者に対して診療報酬改定までの時限的措置として支援金を支給することにより、医療機関の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を促進するものです。

### Q 2 対象となる施設及び支給額は。

- 所在地が秋田県内であり、令和6年4月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営中であり、令和6年5月末まで休止又は廃止の予定がない以下の施設です。

区分	支給額（円）
○病院・有床診療所（医科・歯科） ※保険医療機関に限る ※算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床除く）	3,200円×許可病床数 （休止病床除く）

## 2 支給対象

### Q 3 自由診療のみを扱っており保険指定を受けていない医療機関は支給対象か。

- 今回の支援金は、入院時の食費が厚生労働省告示により定められているため、食材料費高騰の影響を食費に転嫁できない医療機関を対象としたものであることから、保険指定を受けていない医療機関は支給対象外となります。

### Q 4 保険指定を受けているが、入院時の食事の提供を全く行っていない（行う見込みがない）場合は、支援金の支給対象か。

- 入院時の食事の提供を全く行っていない（行う見込みがない）医療機関については、支給対象外となります。

### Q 5 令和6年4月2日以降に開設し、現在も運営中の場合、支給対象か。

- 令和6年4月1日以前に開設していることが支給要件のため、支給対象外です。

Q 6 令和6年4月1日以前に開設していたが、その後休止期間を経て、申請日前に再開した場合、対象となるか。

- 支給対象となります。

Q 7 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。

- 施設単位の支給になります。

Q 8 無床診療所は申請の対象か。

- 対象外となります。

### 3 支援金の申請について

Q 9 申請の受付期間はいつまでか。また、支給はいつか。

- 申請受付期間は、令和6年4月22日（月）～令和6年5月24日（金）とし、郵送又は電子メールでの受け付けとなります。

支援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、令和6年6月中には完了することを予定しております。

#### 【提出先】

< 郵送先 >

〒010-8570

秋田市山王4-1-1 秋田県庁健康福祉部医務薬事課  
調整・医療計画チーム 宛

< 電子メール >

Imuyakujika@pref.akita.lg.jp

Q 10 申請には何が必要か。

- 以下の2種類の書類をご準備ください。
- ①医療施設食事療養費支援金支給申請書（支給要綱様式第1号）
  - ②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
- ※カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分の写しとしてください。

Q 11 昨年度、医療機関を対象とした他の交付金を受領したが、今回の交付金を、他の交付金の申請を行った際と同じ口座に振込みを希望する場合に、再度通帳の写しの添付は必要か。

- 令和6年1月17日（水）から令和6年2月19日（月）までを申請期間として実施した「医療施設食材料費高騰対策支援金」を受領済みの施設で、同一の口座に振込みを希望される場合、振込先口座の通帳の写しの添付の必要はありません。

**Q 1 2 申請書類はどこで入手できるのか。**

- 秋田県公式WEBサイトからダウンロードしてください。  
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/78682>)

**Q 1 3 病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのか。また、いつ時点の病床数が対象になるのか。**

- 申請日時点での一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計になります。  
ただし、休止中の病床は除きます。

**Q 1 4 今回の支援金に関する実績報告は必要か。**

- 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

**Q 1 5 支援金の金額が確定したら、文書で通知があるのか。**

- 確定通知書等の文書は発行いたしませんので、支援金の金額は申請書に記載いただいた振込先口座の通帳等でご確認をお願いします。  
なお、申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね3～4週間程度で支援金をお支払いする予定です。  
また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があります。

### 3 その他

**Q 1 6 支援金全般に係る問い合わせ先は。**

- 秋田県健康福祉部医務薬事課調整・医療計画チームにお問い合わせください。  
<電話番号>018-860-1401

**Q 1 7 同様の趣旨の支援金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受給できるか。**

- 他団体から同趣旨の受給（予定を含む。）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。  
ただし、本支援金を受給した場合に他の支援金を受けることができるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

**Q 1 8 本支援金の税金上の取扱いは課税対象となるのか。**

- この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署に御確認ください。

以上